矢板市建築物木材需要拡大事業補助金

矢板市では矢板市森づくり条例にて「木材の利用の拡大」を掲げており、たかはら材※の需要拡大を図るため、市内において、住宅、店舗、事務所等建築物の新築及び増改築等をする場合に補助金を交付します。

※ 矢板市、塩谷町、さくら市、 高根沢町、旧塩原町内で産出されたことが証明された木材

	新　築	増改築等
概　要	市内において、たかはら材を使用し、住宅、店舗、事務所等の建築物を新築する方に補助金を交付します。	市内において、たかはら材を使用し、住宅、店舗、事務所等の建築物を増改築する方に補助金を交付します。
補助額	たかはら材使用量１㎥（端数切捨て）につき２万円（上限４０万円）	たかはら材使用量１㎥（端数切捨て）につき２万円（上限２０万円）
要　件	・たかはら材を５㎥以上使用すること ・たかはら材のＰＲ版を掲示すること ・市税等の滞納がないこと ・上棟前に申請し同年度の３月末までに上棟を完了すること	・たかはら材を１㎥以上使用すること ・たかはら材のＰＲ版を掲示すること ・市税等の滞納がないこと ・着工前に申請し同年度の３月末までに工事を完了すること

詳しくは矢板市ホームページをご参照ください

新築の例：柱や土台等に活用

たかはら材のPR板

増改築の例：フローリング

お問い合わせ
矢板市経済部農林課林政推進室
TEL：0287-43-6210 FAX：0287-44-3324
E-mail：nourin@city.yaita.tochigi.jp

森林環境譲与税を活用して実施してます！